

標準物質生産者に対する認定の基準(案)

JAB RR100-2011

制定日：2011年XX月XX日

公益財団法人日本適合性認定協会

標準物質生産者に対する認定の基準

1. 適用範囲

この基準は、標準物質生産者として適格であることの審査を公益財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）から受ける場合に遵守しなければならない要求事項を定める。

2. 適用文書

ISO Guide 34:2009 General requirements for the competence of reference material producers

JIS Q 17025:2005 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

3. 標準物質生産者に対する認定基準

標準物質生産者に対する認定基準は、ISO Guide 34:2009 及び JIS Q 17025 とする。

備考 本協会は、JAB RL200「認定を受けるための手順及び権利と義務（試験所・校正機関及び標準物質生産者）」において、「標準物質生産者に対する認定基準は、JIS Q 0034^{注1)} 及びJIS Q 17025^{注2)} である。」と規定している。

注1) JIS Q 0034 については、現在有効になっている JIS Q 0034:2001 は、ISO Guide 34:2000 に対応した規格であり、最新版の ISO Guide 34:2009 に対応していない。本協会は、ISO Guide 34:2009 に対応した標準物質生産者の認定を行うため、ISO Guide 34:2009 の JIS が発行されるまでは、JIS Q 0034 の代わりに ISO Guide 34:2009 を認定基準として適用する。

注2) JIS Q 17025 については、現在有効になっている JIS Q 17025:2005 は、最新版の ISO/IEC 17025:2005 に対応した規格であるので、JIS Q 17025:2005 を認定基準として適用する。

以上

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。